

【補助事業における助成対象者の消費税の取扱いチェックリスト】

補助事業における整備内容ごとに基準期間、さらには消費税の取扱いが異なることがありますので、2カ年分の課税方式を確認願います。

① 本則の課税事業者である。	☐	⇒	消費税を除いて助成金を申請します。			
③ 免税事業者(消費税法第9条第1項の規定により、消費税を納める義務が免除される事業者)である。	☐	⇒	① 基準期間(前々年度)における課税売上高が1,000万円以下である。	☐	⇒	すべての項目に該当する場合、消費税を除かずに助成金を申請します。
			② 消費税課税事業者選択届出書を提出していない。	☐		
④ 簡易課税制度の適用を受ける者(消費税法第37条第1項の規定により、仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける事業者)である	☐	⇒	① 基準期間(前々年度)における課税売上高が5,000万円以下である。	☐	⇒	すべての項目に該当する場合、消費税を除かずに助成金を申請します。
			② 消費税簡易課税制度選択届書を提出している。	☐		
			③ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出していない。	☐		
② 本則の課税事業者かどうかわからないが、消費税を除いて助成金を申請する。	☐	⇒	消費税を除いて助成金を申請します。			

上記の内容を理解するとともに、以下の内容により申告することを報告します。

※各年いずれかの方式にチェック

令和5年分消費税申告方式	本則 ☐ ・ 簡易 ☐ ・ 免税 ☐	令和6年分消費税申告方式	本則 ☐ ・ 簡易 ☐ ・ 免税 ☐
助成対象者	(印)	担当税理士	(印)